

令和 6 年第 4 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 2 号)

令和 6 年 1 2 月 9 日

美 郷 町 議 会

令和6年第4回美郷町議会定例会会議録（第2日目）

令和6年12月9日（月曜日）

◎開会日時 令和 6年12月 9日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和 6年12月 9日 午後12時02分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児	君	2番	早川	節夫	君
3番	中田	武満	君	4番	兒玉	鋼士	君
5番	山本	文男	君	6番	中嶋	奈良雄	君
7番	川村	嘉彦	君	8番	甲斐	秀徳	君
9番	川村	義幸	君	10番	那須	富重	君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜 君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一 君 書記 川西ゆきみ 君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊	君	副町長	藤本	茂	君
教育長	大坪	隆昭	君	会計管理者	泉田	浩文	君
総務課長	甲斐	武彦	君	税務課長	川村	博昭	君
企画情報課長	田村	靖	君	町民生活課長	黒田	和幸	君
健康福祉課長	海野	勝弥	君	建設課長	佐藤	文幸	君
農林振興課長	松下	文治	君	政策推進室長	田常	浩二	君
教育課長	鎌田	次郎	君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮	君
南郷地域課長	田中	幸生	君	北郷地域課長	長田	孝規	君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 6 年第 4 回美郷町議会定例会 議事日程（第 2）

令和 6 年 1 2 月 9 日
午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

5 番 山本 文男 議員

1. 町民への説明責任について
2. 住民独自の災害復旧工事について
3. 伝統芸能保存事業について

2 番 早川 節夫 議員

1. 児童福祉及び教育の充実について
2. 補聴器購入時の補助について

4 番 兒玉 鋼士 議員

1. 町の大規模保安林推進事業について
2. 地籍調査事業と実測課税以降について
3. 主要道路の維持管理について

会 議 録

令和 6 年 1 2 月 9 日
午前 1 0 時 0 0 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」おはようございます。御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めまして、おはようございます。

本日は、一般質問であります。

美郷北義務教育学校の 9 年生の皆さんが傍聴においでをいただいております。お礼を申し上げます。子ども議会も経験することがあるかも知れませんが、そのときの参考にしていいただければと思っております。

今日は傍聴に来ていただいておりますが、議員の皆さん、それから執行部の皆さんとともに活発な議論を、それから答弁をお願いしたいと思います。ぜひよいお手本となるようにお願いするところであります。よろしくお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

【議長 那須 富重】

日程第 1 一般質問です。

今回、一般質問の通告のありました議員は 5 名であります。

本日は、3 名の一般質問を行い、残りの 2 名は明日、一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5 番、山本 文男 議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

義務教育学校の生徒の皆さんにおかれましては、昨年に引き続いての傍聴ありがとうございます。

地方自治や議会の仕組みについては十分、勉強されていることと思いますが、簡単に説明させていただきます。

この議場は美郷町をよりよい町にするため話し合うところです。町議会は年 4 回、決まった時期に開く定例会と必要なときに開く臨時会があります。定例会は、3 月、6 月、9 月、1 2 月に開催されます。それぞれ選挙で選ばれた議員と町長ですが、町議会では、町長が計画した事業やお金の使い方、予算、町の決まり、条例などに

ついて議員と町長をトップとする執行部が意見を出し合い話し合っ
て決めていきます。

本日と明日の一般質問では、議員は自分の考えや町民の意見などを町民の代表として町長そして教育長に質問していきます。

もし、皆さんが何か美郷町がよくなるようなアイデアを思いついたとき、連絡を取れば町長は喜んで話を聞いてくれると思います。

それでは、町民への説明責任についての質問をしまいいります。

本年9月、西郷下区から集落機能の維持を求めることに関しての請願が提出されました。

請願の内容を検討するにあたって、区の役員と「ちくせん」実行委員会の方々が住民説明会を行い、住民の生の声を丁寧に拾い集められたようです。自分たちの住む区が消滅してしまうという強い危機感を原動力に、要望書や請願書の提出に頑張っ
てこられた下区の皆様の御努力には頭が下がります。そして、その生の声をまとめた資料には、水道の整備や災害によって失われた道路、農業用水などのインフラ復旧を望む声が多く見られました。

また不満として、「工事についての説明がない」また「工事が突然、始まって困る」といった意見が多く集落で上がり、区と「ちくせん」実行委員会はこれをとて
も重く受け止めておられました。

11月16日の下区での町政懇談会には私も出席させていただきました。集ま
った住民の皆様もようやく説明を受け、復旧整備の見通しを知ることができ、まだ
まだ不便な生活は続きますが、何とか胸のつかえが下りたことだと思います。

不便な迂回路を使っ
ての生活を送るようになって4年という長い時間が経過し、先が見通せないこと
に住民は強い不満や不安を抱えていたと思います。工期の長い工事においては、
復旧に至る工程を繰り返し丁寧に説明していくことが大事と考えますが、町長
のお考えをお伺いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さんおはようございます。今日から明日にかけて5名の議員の皆様から一般
質問通告を受けております。よろしくお願いします。

本日は、美郷北義務教育学校の9年生の皆さんが傍聴に来たということで本当
にうれしく思うところであります。この傍聴を通じて何か感じる事、また得る事
があれば幸いかなと思っております。皆様方の今後の将来の糧にさせていただ
きたいという思いであります。寒くなりますが、風邪などひかないように勉学に
励んでいただきたいと思うところでもあります。

それではただいま山本議員の御質問がありましたが、それに対する答弁をいた
したいと思ひます。

今回、議員が質問されている西郷山三ヶ地区（下区）の被害箇所について、これまでの経緯を含めて御説明をさせていただきます。

当地区は、令和３年から令和６年までの４年間に発生した台風、大雨によって被害を受けた町道、林道、農地農業用施設の３８か所について国へ災害復旧の申請をして、現在、完成に向けて工事を施工しております。

特に被害が大きく全面通行止めとなっている、町道小八重・中尾線、林道鳥の巣線は、当地区にとって大変、重要な生活道路であります。

請願書については、提出した回答書のとおりであります。当路線に災害が集中していることと、箇所によっては二次災害などによって国へ再度、協議を行い、審査、決定までに時間を要し災害規模も大きいことから、完成に向けての期間が長くなる箇所もあります。

本町としても、これまで工事担当者、請負業者様には、事前説明、また、工事を負契約した段階で文書、看板等で周知し、地権者等を含めた関係者の方に説明を行うよう指示、指導をしてきましたが、当地区の被災箇所全体の説明、また、工事の工程、進捗について一部の方のみ理解し、下区の皆様に十分な理解が得られていなかったことにつきましては反省するところであります。

これまで、通行止めなどの規制によって、地元の方、御利用される方には大変、長い期間、御不便をおかけしております。

また、１１月１６日には下区懇談会が行われ、現時点での工事の進捗などの説明を行ったところであります。

今後も、長期にわたって規制がかかるような箇所については、より詳細、丁寧に説明を行うよう工事担当者等に指示、指導をしていきたいと思っております。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【５番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

５番、山本 文男 議員。

【５番 山本 文男】

町政懇談会で来られた皆さんは、見通しが分かって一安心したと思っております。

その時に、建設課の職員が資料を作って説明されていたようです。説明は言葉でするのも大事ですが、こういった目に見える形での説明も大事だと思います。長期になると、いつ工事が終わるのかぼんやりぼやけてしまったりすることがあります。こういった資料で住民の方に説明していくのも大事だと思いますが、その点についてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員のおっしゃるとおりだと思います。

ちょうど嘆願書を受けて、どういう方法で説明していくかという話の中で、パワーポイントで作って説明するのか、それとも資料を作って説明するのか、一時的に見て「ああそうか」というより、やはり資料を作成して住民の方々に提供した方が後まで残るという判断で、資料作成は必要だと思っております。

今後、説明用と配布用という方法ですればより丁寧かなと思います。議員がおっしゃるように、やはり懇切丁寧に、後まで残るような資料を作成し提供していく方がいいかなと思うところであります。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

そのように進めていくように、よろしくお願いします。

2番目に、下区に限らず、突然、工事が始まって住民が困った例が幾つかあったようです。そのことについて、建設課は何か問合せなどがありましたら、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

これ建設課長の方で。

【5番 山本 文男】

町長が分かれば、町長でお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

一応、建設課で答弁書を作っていただいております。それで足りないところ、補

足で、建設課長に説明をさせていただきますので、御了解をお願いします

測量業務、工事等によって道路の規制など通行に支障をきたした場合は、地区、土地所有者等との関係者と調整を行い、事前説明など工事概要、期間を周知して実施するのが基本であると考えております。

しかし、パトロール、地元からの要望、また、緊急を要する突発的な業務を行うなどの短時間、短期間で完了する維持業務での補修作業、除去作業などについては、事前に説明、周知せずに実施する場合も多々あります。

一定期間を要する測量業務、道路工事として実施する場合は、地元、関係者の方には、文書、看板等で周知、説明するよう工事担当者、工事請負者様には、指示、指導しております。突然に工事が始まることはないと考えますが、今後も、通行に支障がないよう説明、周知するように担当者等に指示、指導して行きたいと思えます。議員がおっしゃることも当然だと思っております。

建設課長から何か補足があれば。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

ただいま町長が答弁されたとおりであります。年間を通して維持管理業務等、予算に応じての工事の発注業務をしております。長い期間にわたる場合は、先ほど町長が申されたとおり、周知するように指導指示をしております。

委託業務については、短期間、3日、4日程度で終わる場合は、区長に報告をしているという状況です。ただ、短時間、1日など緊急を要する場合は、こちらで判断をして作業を行っているということでもあります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

課長からは区長、区の代表者の方には説明しているということです。私も過去に経験がありましたが、山に仕事に行く時に突然そそういう状態になっていて通れないこともありました。そういう部分も含めて、関係する方々には全周知を徹底していただきたいと思えます。

工事の見通しを示すことや住民に説明するなど行政として行うべき、ごくごく当たり前の内容の請願であったと考えます。

このような当たり前のことを請願として出さなければならなかった下区の方々が

抱えていた不満や不安について、町長は何か考えがありましたらお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に下区の方々だけではなくて、この災害関係に関して一昨年の14号、昨年の6号、今年の10号で大きな災害を経験し大きな被害をこうむった状況であります。議員のおっしゃるとおり、災害箇所数と災害の規模が大きいことで、いろいろな形で御迷惑をかけ、今も不便をおかけしているところであります。

懇切丁寧にと、誰も残さないようにという言葉をよく使いますが、そうなっているのかという話になると、議員がおっしゃるようにやはりクエスチョンマークがついてくるのかなと思っております。

大きい小さいは別として、今、令和6年度、令和7年度にかけて防災無線の改修工事を行っています。今後その地区、地区に、必要とあれば防災無線を流すことができるようになります。そういう媒体を使って、緊急であっても後付けでも周知徹底していった方が、そこで工事があるから今日は山に行っても運搬ができないなど、はっきり分かるように処置を対処していきたいと思うところです。

先ほど言いましたように、下区住民に限らず町全体の皆様にこの3か年の台風災害にかけては多大な御迷惑をかけているということは承知しております。一日も早い復旧復興に向けて全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

下区のみならず不便な生活を送られている方々がおられます。

請願に対する議会の意見としても述べましたが、町職員も日々の業務や災害復旧等で多忙であると思います。住民の困窮を自分事として、事に向き合っていただきたいと思います。

それでは2問目に移りたいと思います。

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許可します。

【5番 山本 文男】

令和4年台風14号の災害で他の水源が崩壊した下区鳥の巣では、パイプを引き谷から水を取る作業を地域住民で行ったと聞いています。重機使用料は、全額を地

区の予算で支払ったようです。今回の補正予算で農業施設災害復旧事業で、重機借り上げ料が計上されていました。地域住民でパイプを引いた経緯について、説明をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その経緯については、建設課が現場に向かって相談・協議の上そうなったのかなという臆測をします。私はあまり承知しておりませんので、建設課長から説明をさせていただきます。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

今回、議員が質問されている西郷下区の被害箇所について、これまでの経緯を御説明させていただきます。

令和4年、台風14号の大雨により取水口が土砂埋塞及びその他3か所の施設被害を受け、国へ災害復旧を申請しました。令和5年6月には、当地区の稲作に水が必要であることから、用水路管理組合と協議して取水口、用水路、管理道が被災されたため、仮復旧としてポリパイプを設置して用水を引くことで合意しました。

これにより用水路管理組合の管理範囲で対応可能な土砂除去以外についての暗渠水路の布設替え、用水パイプの設置に伴う費用を算出し、原材料及び重機使用料11日分の補助を行っております。

なお、他の地区では仮復旧するための用水パイプの原材料の支援、設置するための重機使用料を補助した実績もあります。今回につきまして、同様の対応をいたしました。

また、その後に地元用水の管理組合から、「仮設ではなく早急に本復旧してほしい。諸塚村の業者なら狭小な現場に慣れているため、工事ができる」との要望がありました。しかしながら、実績のない会社で建設業の許可もなく、本町への指名願いを提出されてないことから、工事の発注はできないことを説明しました。

先日、この箇所は本復旧工事を指名競争入札にしましたが、不落となり、再度、施工性を重視した工法を検討を精査し、国へ計画変更協議申請を提出して承認を得たところです。

今後も引き続き、発注に向けて事務を進めてまいります。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

説明がうまく分かりませんでした。この仮復旧に関しての重機使用料は認めなかったということですか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

用水パイプ水路の仮復旧について、原材料のポリパイプ代と重機使用料を11日分の補助を行っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

私が読んだ資料が間違っていたんでしょうか。

「重機使用料は鳥の巣の予算で支払った」と聞いてます。10万円近くかかったと聞いていますが、その10万円かかったのは何割か補助されたんでしょうか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

当初、建設課で黒パイプを2本仮設をしております。

後から聞いた話ですが、地元が後1本追加して仮設をしたということであります。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

約 10 万円くらいの重機料は地元で負担したと聞いていますが、それは間違いなのでしょうか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

地元が言う 10 万円については、仮設をしたときの管理道の復旧ではないでしょうか。建設課としては、パイプの原材料 30 万 4,000 円と重機借上料を払っています。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

先ほどの説明の中にあつた指名競争入札に参加していないから、知らなかったというのはどの部分ですか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

地元の管理水道組合から、仮設ではなくて早期に工事の復旧をしてほしいという要望がありました。しかし、先ほど話しましたが、実績のない会社で建設業の許可もないことから、本町への指名願いも提出されてないということで、工事の発注はできないことを説明しております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

そのところが釈然としません。住民の方の説明では、諸塚村、町外の人々の重機を使わせていただいた、そして私は職員にも聞いたのですが、「指名入札入ってないから駄目だった」と聞いています。

そのパイプを引き回すときの軽トラが入るくらいの道を整備していただくための工事だったと思います。その時に重機を使用したと思うのですが、そのときの重機使用料は支払ったのでしょうか。そこが分からないのです。

【議長 那須 富重】

いいですか。ポイント、論点が恐らくあっていないような質問と答弁になっていますので、そこははっきりしたほうがいいのではないかと思います。大丈夫ですか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

その仮設復旧について、使用料と原材料の黒パイプは、補助しております。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

建設課からいただいた答弁の中では、原材料費が30万4,141円がパイプ的なものです。この重機借り上げ料は9万7,960円の支払いをしたということです。どの時点で支払いしたか分かりませんが、今までの答弁の中で、以前ここだけではなく仮復旧するときには材料代や重機使用料も出しております。そういう対応をしたと私は認識をしているところであります。

【議長 那須 富重】

暫時休憩します。

(休憩：10分間)

【議長 那須 富重】

それでは休憩前に引き続き、質問を再開します。

山本議員は、質問の趣旨をもう一回、確認する意味でもう一度いいですか。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

パイプは補助してもらったと聞いています。それを引く時に、軽トラが入るくらいの道を埋めたと聞いていますが、そのときの重機使用料でしょうか。それともまた別の工事が2つあるのですか。そのことをお伺いします。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

山本議員がおっしゃるのは、管理道が約2キロぐらいあります。それと今回、被災した所の仮設復旧は約20メートルぐらいと聞いております。その中で、仮設に関わる箇所の補助をしたということです。

補助にならない、地元管理というところの線引きをして、地元の負担が10万円程度になったのではないかと思います。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

そうすると、地元負担で行った工事はどれでしょうか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

後で分かったことですが、あと1本黒パイプを追加をしております。

これは地元の単独で、町には要望がなかった分の重機借上料ではないかと思って

おります。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

今の説明で腑に落ちました。その分は地元から補助要請もなかったということでしょうか。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

ありませんでした。

【5番 山本 文男】

はい、分かりました。

それでは3問目に移りたいと思います。

【議長 那須 富重】

3問目の質問を許可します。

【5番 山本 文男】

町内には、神楽や臼太鼓など代々受け継がれてきた伝統芸能があります。習い覚えて、それを伝える伝統芸能は、伝言ゲームと同じで教える人が変わるたびに少しずつ様式スタイルも変化していきます。できるだけ本来の様式どおりに伝えていきたいと考えるのが伝統芸能に携わっている方々の願いだと思います。

令和5年度予算等審査特別委員会審査報告で出された付記事項の対応状況にはこう書かれています。

「郷土芸能の映像記録による伝承は継続した取組を行うこと」という付記事項に対して、回答は「郷土芸能保存団体等の御意見を基に、文化財保護調査委員会で調査研究し、継続して計画的に映像記録の保存と活用に努めています」という回答でした。

映像化については、文化財保護調査委員会で決定されるのでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員の質問の回答が私になっておりましたが、この件については教育長から答弁させていただきます。よろしいでしょうか。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

通告書には教育長と。

【教育長 大坪 隆】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆】

ただいま御質問のあった件についてお答えします。

文化財団体につきましては、町内で23団体の団体を指定しています。これらの団体等から映像化の希望がありました場合には、積極的に対応していくことにしています。

優先順位についての御質問がありましたけれども、文化財保護調査委員会を美郷町に設置しております。話し合っていく中で、団体の保存継承における緊急性や実態を十分調査した上で、年次的な計画を立てて映像化しております。

現在のところ、昨年度は指定団体ではなかったのですが、上渡川の盆踊りを録画しております。本年度は、市木の臼太鼓の踊りの映像化を実施しているところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

文化財保護調査委員会の委員の方を教えてください。

【教育長 大坪 隆】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆】

保護委員は6名おります。実名については、課長から答えてもらうことにします。

【教育課長 鎌田 次郎】

議長。

【議長 那須 富重】

教育課長。

【教育課長 鎌田 次郎】

文化財保護調査委員会につきましては、町の文化財保護条例に規定されているところでございます。現在6名の方と、お一人の方には現在まだ打診中ですが、御報告をさせていただきます。

西郷地区につきましては、松田公秀さん、藤島誠さんの2人です。

北郷地区につきましては廣島卓さん、清田哲碩さん、甲斐英徳さんの3名です。

南郷地区につきましては原田須美雄さんで、川野一郎さんには打診中でございます。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

分かりました。文化財認定団体からの要望があれば全て映像化していくのでしょうか。要望があれば、全て映像化していくお考えでしょうか、お伺いします。

【教育長 大坪 隆】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆】

地域から要望がありましたら、できるだけ応えてはいきたいと思っております。先ほど言いましたように、緊急性、まだ継承が可能であるというところについては後回しという表現はちょっとよくないかもしれませんが、後からになるかと思いま

す。できるだけ応えていくようにしていきたいと思っております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

映像化を望む声は多いと考えます。

先ほど、優先順位についても触れられたようです。もう一度、優先順位のつけ方、保護調査委員会の皆さんとも話し合っていくと思いますが。なかなか要望が強くて、ぜひ自分のところでやってもらいたいと思っています。そういった要望の声を拾い上げておられるのかお伺いします。

【教育長 大坪 隆】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆】

その点について十分、意見をお伺いしながら、話合いが行われているものと思います。話合いの内容等について、報告が答弁書の中でもあります。撮った映像をきちんと活用していくところまでも十分話し合われております。

特に優先順位の中で一番重要視されているのは、盆踊りにしろ臼太鼓にしろ神楽にしろ、その継承者が少なくなっているところ、ここをやはり優先して、できるだけ早めに早めに撮っていこうということにしております。以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

よく分かりました。それと映像化されたものはDVDだと思いますが、それはどこに置くのでしょうか。どこに置いておくものなのかお伺いします。

【教育長 大坪 隆】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆】

現在、西郷の図書館に共同資料室を準備しております。その中に、DVDとその専用のパソコンを置いて、映像で見られるようにしております。ただ、それがどれだけ再生されたかという点、どうも少ないようです。

先週、渡川地区で町政懇談会がありました。その中で1ついいアイデアが出され、テレビで放映してはどうだろうかと出てきております。そういった利用の仕方ができないかどうか、庁内で調整しているところでございます。以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

分かりました。

そして私からの要望です。神楽にしても臼太鼓にしても、舞っている姿だけではなく、紙を切ったりするところも記録していく必要があるということが新聞に少し出てました。そういう目に見えないところが、本当は大事なのかもしれません。そういう部分も記録するような方法で、映像を残しておくようにしていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、5番、山本 文男議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩とします。

再開を10時55分からとします。

(休憩：午前10時45分から10分間)

【議長 那須 富重】

それでは全員おそろいですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

2番、早川 節夫議員の登壇を許し、1問目の発言を許します。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

皆さん、こんにちは。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は今回、福祉児童及び教育の充実についてという題で質問させていただきます。

美郷町では支援の必要な児童に学習支援員を1人つけていただき、学校の授業を受けています。現在、美郷町にはそういう児童が3名いると聞いております。学習支援をつけて、手厚い授業の中で日々生活していると思います。3名の児童に対しまして、一日も早い復帰を目指して、学習指導員の方と日々頑張っている姿を私もよく見かけます。本当に大変な仕事かなと思っております。

学習支援員の仕事は、学習指導や生徒指導の補助、教材の準備など児童生徒と積極的に関わり、よりよい教育支援ができるよう工夫し、先生が子供たちと接する時間に集中できるように、気配り目配りを大事にする大変な仕事と聞いております。

これから先こういう児童が増えた場合、今の体制ですとやっていくのか、お伺いをしたいと思います。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁を許します。

【教育長 大坪 隆】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆】

ただいま早川議員から御質問がありましたが、美郷町に限らず全国的に様々な支援を必要とする子供たちが増えてきております。

これに対しまして、全国的にも児童生徒の安心そして安全な教育を受ける権利をしっかりと守るために、この学習支援員という制度を積極的に活用しているところが増えてきていると思われます。

議員の御指摘のとおり、学校生活における支援を必要とする児童には本町に限らず、先ほど言いましたように全国的に増加傾向にあります。その学習支援の配置につきましては、今後も対象児童の将来的な自立、最終的に子供たちがどう自立していくか、どこまで支援をつけるか、そういった自立を見据えて、必要に応じて適切

に配置してまいりたいと考えております。以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

私は仕事が終わった後に学校に行く時間がよくあります。大概の午後4時、午後4時半ぐらいから行っています。午後4時を過ぎていきますので、子供たちがグラウンドで遊んでいる姿を見ます。その中で学習支援員の方と児童が遊んでいる姿、また交流している姿をよく見かけます。

本当に支援ということは、子供が復帰といいますか、元気に一日も早く戻れるように思い、指導員の方が頑張っているのとひしひしと感じます。

今、教育長もおっしゃいましたが、この体制をずっと続けていくと言われております。学習支援員の学習や打合せなどいろいろな勉強会もなされているのか、お伺いします。

【教育長 大坪 隆】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆】

学習支援員の方々の役割といたしまして、学習を教えるという内容ではございません。例えば、子供たちが教室を移動するときに安全に移動ができるように、友達と遊んだりするときも安全でできるように、また工作のときにけがをしないようにという補助的なことをしていただいております。

支援員の方々のスキルアップにつきましては、特別支援学級の専門的な先生たちや学級担任、どこでけがをしそうだとか、どこで支援が必要だということについて、しっかりコミュニケーションを取りながらやっていただいております。

したがって、学習支援員の先生方に求められるのは、そういった話合いにしっかり対応できる方をお願いしているところでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2 番、早川 節夫 議員。

【2 番 早川 節夫】

私もその姿をよく見ておりますので、重々分かります。

北郷の支援員の方と私はよく話す機会があるのですが、「私が最初に預かったときと比べると、今はもう全然、違います。目に見えて変わりました」と言っていました。

やはりこういう支援があって子供って変わっていくんだなと。やはり手厚い支援で、子供が変わっていくんだなと。子供は子供の中で変わっていくということをつくづく感じました。ぜひ、これからもよろしく願いしたいと思います。

次に、これに関連しての質問です。美郷町では、放課後や長期休暇、春・夏・冬休みの児童クラブの件についてでございます。

保護者が仕事で昼間、家庭にいない児童を預かっております。

しかし、その要件に満たしているのですが、その児童を預かっていない場合があるのではないかなと思っているところでございます。

この場合、現時点では保護者は学校終了まで早く迎えに行く必要がありますので、ちょっと大変かなと思っているところです。

また、長期休暇中は、町外の施設に預かっていただくしかありません。この場合、送迎バスがない場合、また送迎バスがあっても少しでも費用を抑えるため、家族交代で送迎を行っている御家族がおられます。

こういったことがないように、預かり支援ができないか。どうしても美郷町でできない場合、町外の施設に預けた場合、その家族に対してある程度の支援も必要かなと思っているところです。交通送迎支援など、何か手厚く支援ができないものか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

最初に受入れ体制についてであります。

放課後児童クラブにつきましては、社協に業務委託をしております。利用の対象児童については、親が就労しているなどの条件の下に、親からの申請で預かることになっているということが基本です。

御指摘の案件につきましては、こちらでも理解をしております。社会福祉協議会においても受入れ体制の整備と職員のスキルアップを研修等取り組んでいるところであります。

また、学校と連携しながらやっていく必要があると。先の問題にも関わり合ってきますので。

送迎支援についても、今、美郷町には障害児通所給付に対応した事業所などが無いということもあります。

親御さんは非常に良い大変でありますので、近隣市町村がどういう形でやってる

のかという部分も含めて、対応していきたい思うところであります。

ちなみに今の町内の児童クラブの現状ですが、119名であります。西郷が20名、北郷44名、南郷が55名です。それぞれ7名の職員で、全部見てるということでもあります。

令和6年度で予算要求の時期であり、社協から先程提出があったのですが。令和6年度で1,600万円ぐらいです。令和7年度は2,200万円ぐらいの要求です。なぜかという話を聞いたら、やはり人が足りないということでもあります。

北郷と南郷で2名増員したいということで、手厚く見ていきたいということでもあります。

障害児は、もう少し検討する必要があると思います。やはり放課後児童クラブの子供たちは、やはり学校が終わってということになりますので、いろいろな形で月引っ張りがあります。教育課と相談しながら、どういう形でやっていったほうがいいかと。

一番問題は人が少ないと。結局、人が少ないという問題があります。職員の不足と障害児やそういう児童に対する専門的知識の職員がいないということも問題かなと思っているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

今の町長の答弁は、総括的な答弁かなと思っています。

現在、北郷に関して言えば、1名の児童が預かり児童ですが、その児童が放課後児童クラブの長期休業のときに預かっていただけないので、町外の施設に行っておられます。

私は、今から必ずとは言えませんが、そういう方々が今後出てくるのではないかなと思います。現時点もあるわけですから、その助成の在り方や補助の在り方を見直していただいて。

現に一家族、町外に預かって送迎をしています。まず施設のことから大きなことはできないかもしれませんが、送迎支援からでも入っていただけたらかなと思っています。いかがでしょうか、町長、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その児童、児童に合った指導をしっかりと考えていかなければならない。

いろいろな子供たちが入ってくるという話の中で、今の在り方でいいのかという部分も含めて、関係課と話しながら、今のものを進めていきながら、やはり不具合が出てきている、うまく回らないなどの反省も含めて改善をしていく必要があると思うところであります。

確かにいろいろな形で事を想定して対処していく必要が出てきたという時代になったのかなと、そういうことで考えていきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

やはり一番、今から美郷町が考えていかないといけないことは、そういう支援を受けている児童さんがいると、その支援を受けている児童さんが一日も早く受け入れできるように、また家族が安心して子供の見守りができるような支援策も、本当に必要なことかと思っております。

またこの質問に関しては、いろいろな問題があるかと思えます。私も重々分かっております。美郷町で預かり支援を行うとすれば、現時点では、先ほども町長が言われてました社協委託になっております。社協に負担をかけてもいいけない。また、放課後児童クラブの長期休暇の預かり支援員の方も一般の方がいると承知しております。やはりそういう人たちにも負担をかけてはいけない。

一番は専門的な問題等も入ってくるかと思えます。そこが一番大きい問題かなと思えます。これからのことも考えながら、美郷町でそういう問題があるのは間違いありません。しっかりと見せていただいて、これからの課題として議論をしてほしい、取り組んでいってほしいなと思ってるところです。いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

専門的な資格を持つ職員は、今まではあまり考えなくてよかったのかなと思うことですが。こういう時代になって、いろいろな子供が放課後児童クラブに来るということで、いろいろなトラブルも起こったりしています。その中で安全安心でちゃんと預かれるのかと考えたときに、専門職員の受入れは必要になってくると。

専門職員がいないので保育所の職員が行くとか、今度は逆に手薄になったりそう

いう事象もちらほらあるとということを聞いてます。それは本末転倒かなという気がします。そういう方向の専門性のある職員、そういう人たちを採用して事に当たらせるということが、一番ベターかなと思っております。

今度はその専門職員を採用する、またはできるとかという話になると、また難しいことがあるかと思いますが、やはり進んでいくべきかなと思ってます。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。このことにつきましては、本当に取り組んでいただいて、担当課の職員の方々またいろいろな方々と協議をしてやっていってほしいなと思ってるところです。

先ほども言いましたけど、そういう支援を受けている児童の御家族、町外に預けてるために出ております。その支援も考えていただければありがたいかなと思ってるところです。

議長、2番目の質問に移りたいのですが。

【議長 那須 富重】

2番目の質問を許します。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。この質問に関しましては、再質問となります。

補聴器購入費時の補助についてです。

この質問は、令和4年12月に一般質問を行いました。その後も2回の追跡調査も行い、2回目の追跡調査で今年3月18日の回答では、「加齢による身体機能は、聴覚だけでなく他にもあり、全ての助成制度を展開できないから支援はできない」との趣旨の回答がございました。

しかし、全てに支援ができないのは、何もしないことになるのではないかなと私は思っているところでございます。

なかなか全ての支援ができないが、本当に必要なこと、これは町が取り組まなければならないこと、支援していくのが行政ではないかと私は思っているところです。

また「国と歩調を合わせるべき」とありましたが、なぜ国と歩調を合わせないといけないのか、町独自の政策ができないのか、疑問に思ったところございました。

そのところの説明を宜しくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

補助金という制度ですが、今、美郷町で180か190ぐらい補助制度があるかなと思っております。

普通、考えれば補助金というのは3年間でうまくいけば、もうそれで廃止すると。スクラップアンドビルドといいます。壊して作り直すということです。180が倍になってという話になると、非常に財政を圧迫すると。「しません」という話ではなく、スクラップアンドビルドかなという部分で「財源的にも」と「財政的にも」という話をしたような気がします。

それと、「国の歩調を合わせる」という話であります。そういうふうに言ったかどうかは分かりませんが、そういうことで言ったということであれば。

この難聴の話になると、議員がおっしゃいましたけど、うつや痴呆などの原因になってくるということであれば、今後、高齢者が増えていく中で、難視聴者が増えていくことによって経済的損失が非常に出てくると。そうすると仕事が進まない、いろいろな医療費が上がるという話になって、結局、国がそこに目を向けて対策を考える時代に来たときの話で、歩調を合わせていったほうがいいかなという話でしたところでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

町長のおっしゃるとおりでございます。難聴が、認知症の危険の要因の一つでもあります。少しでもその解消のために、補聴器をつけることが本人のためだけでなく近隣、近所の人たち、周りの人たちにも必ずいいことだと思っております。会話ができなくなると、近所の人たちが来て話をしようと思うと、自然と逃げてしまいます。家に閉じ籠もって出てこないようになります。

ただ、補聴器の金額が、高額になっております。平均が30万円と言われております。両耳をつけないと、ちょっと駄目な人もいます。片一方だけでもいい人もいますが、ほとんど30万円から40万円と言われております。

なぜこの補聴器がいいのかというと、初日に1時間半、2時間ぐらい検査をします。高音、低音、音の高さの検査をして、左耳はこの高音をこれだけ聴こえるように、左耳はこういう形という調整をして合わせてくれます。それで一度持って帰ってもらいます。

それが1か月、2か月すると、必ず合わなくなってきました。また連れていけば、調整をして、また聴こえるようになります。それが1年でも2年でも5年でも10年でもできるそうです。それで高くなってくるのかなと思っております。

やはり補聴器があれば、町長も言っておられるように明るく、楽しい住みやすいまちを目指しているのだと。また戻ってくるのではないかなと思うんですが、町長いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この質問であります、今回が3回目でいいですか。言われたとおり「音」は、高さや大きさに聞こえたり、聞こえなかったりするということでもあります。

確かに聞こえなくなると、やはり引っ込み事案やうつなどの病気とといいますか、地域社会、家族の中でも何か阻害されるというか、そういう感覚になってくことは重々分かる気がします。

障害の方は、いろいろな形で今できるようになっていますが、一般の高齢になったときの対策で前向きに検討していきます。

そのときにどういう形がいいのかちょっと分かりませんが、私は、その補聴器専門のところじゃなくて病院に、聴覚士の専門の人がいるところがいいのではないかと。病院の人がこういうものいいですよという話でやっていくことがいいのかなと。

補聴器自体は分かりませんが、聴覚士の専門員を置いてる病院のほうが後々、非常にいいのかなと思っております。そのことも含めて、今後、令和7年度予算に反映できるか分かりませんが、できたら、途中の補正でもやっていきたいと思います。

しかし、しっかりと精査する、検討する時間が必要でございます。補正にかけたときには、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございました。やはり年金で生活をしている高齢者の方々になると、高嶺の花であり大変なものだと思います。その方々に少しでも手厚い支援ができれば、また1人でも少なくなつて、また明るい生活ができるようになるかと思います。一人でも多く助けるではございませんが、そういう方々のためにぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、２番、早川 節夫 議員の質問を終わります。

それでは、５分間の休憩とします。

再開を１１時２４分とします。

（休憩：午前１１時１９分から５分間）

【議長 那須 富重】

それでは、全員おそろいですので休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4 番、兒玉 鋼士 議員の登壇を許し、1 問目の発言を許します。

【4 番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士 議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、町の大規模保安林化推進事業や地籍調査事業と実測課税移行、国・県等の主要道路の維持管理について質問を行います。

それでは、1 番目の町の大規模保安林化推進事業について。

①保安林制度には、その役割や期待される効果があり、それを町が推進することには理解するところであります。

しかし、保安林に指定されると、税の優遇措置がある反面、伐採の制限や植栽の義務、また、作業許可の申請や届出の義務などいろいろな制限や条件があります。そのことをしっかりと周知して推進をしているのか、伺います。

と同時に、今年4月から保安林内作業の申請や届出については、町でも受け付けているようです。こちらも周知ができているのか伺います。よろしくお願いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本町が令和4年度から取り組んでおります美郷町大規模保安林化推進事業につきましては、令和4年第3回定例会の議員全員協議会におきまして、担当課より説明をさせていただきます。その目的は、水源の涵養や山地災害の防止等、森林が持つ多面的な公益的機能の喪失防止、及び林政最大の課題である伐採後の再造林が確実に実施されるよう計画したものでございます。

議員の言われるとおり、保安林に指定されるとメリットとデメリットが生じます。

この周知方法につきましては、事前に実施しております森林経営管理制度及び保安林指定に係る意向調査アンケートと合わせて、美郷町が大規模保安林化推進事業に取り組む目的、保安林制度の仕組み、保安林の指定施業要件や優遇措置等を記載した文書を送付し、周知を行っているところでございます。

また、広報紙や地区説明会においても周知徹底を図っており、説明会に参加され

た方、参加されなかった方への周知もお願いしているところでございます。

また、本年4月より県の権限移譲により、保安林の指定・解除、伐採許可等に係る事務を町で実施できるようになりました。これにつきましては、令和6年4月号の広報誌、及び町のホームページにより周知を行ったところです。

また、令和6年3月に東臼杵農林振興局から、国県関係機関及び主要な林業事業体へ案内文書を発出しておりますので、周知は図られていると判断しているところでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

ただいまの保安林化推進事業については、周知して理解をしていただいて事業は進んでいるとのことでございます。

また、今年4月から保安林内における立木伐採の申請や届出が町で受付をしているということでございます。そのことを周知はされているということですが、説明会に参加されない方がいるということでもあります。

そして、実際に立木伐採の申請や届出を町で受付をしていることを知らないで、延岡の振興局に出向いている人もいるという話も聞きました。

このことについて、情報が行き届いていないこともあり、機会があるごとにさらなる周知が必要だと考えます。また、他に聞いていない人がいれば、私も今後は伝えることにいたします。

町が推進している保安林制度の仕組みについて、制限や利点、保安林に指定される要因、また保安林の解除はできるのか、指定における行為制限、優遇措置、処分、罰則などについては、みんながすることだから悪いことではなかろうということ、制度内容をよく理解されていない人、そして保安林化の内容もよく理解されていない人もいます。

通告外かもしれませんが、関連してお尋ねします。制度の内容をよく理解していただくために保安林のしおりなどを配布するような考えはないか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

大規模保安林化をしていく事業ですが、結局するか、しないかは本人さんの考え方次第ということであります。そこまで持っていくためには、やはり周知徹底が必

要かなと。

私の考えは、町外の森林所有者への周知徹底がなかなか難しい部分もあります。町内に住んでいる方については、いろいろな方法で周知徹底していく必要があると思っています。議員がおっしゃるような方法、もう少しこういう方法がいいではということなど、やはり周知徹底して。聞いてなかったということが一番困ることです。「そんなことは聞いていなかった」という話になると、町が悪いという話になる可能性があります。そういうことは、なるべく避けていきたいと思っています。いい方法があれば、また参考にさせていただきたいと思っています。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今、町長がおっしゃった答弁のとおり町外に出ておられる方、所有者が分からないところもある、周知が届いていないところも確かにあると思います。大半の方がよく理解されていないのではないかと考えますが、今後、丁寧に説明してあげることとは大事なことだと思います。

しおりが配布できないのであれば、先ほどおっしゃるとおり、町報に記載することや伝える機会があるごとに、町長さんたちはいろいろなところでお話をする機会があると思いますので、周知をする機会があるごとに、心がけていただくように今後よろしくをお願いします。

次に、保安林化の計画期間と推進状況を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

保安林のしおりは、何か国が作っていたような覚えがありますが。国からもらって、配布できれば配布していきたいなと思います。

保安林化の計画期間と進捗状況ということでもあります。

この保安林化をもう少し先にやればよかったなと悔やんでおります。期限という部分で、やはり周知徹底から保安林化していく中で、ずっと思っていたのですが、なかなか私の方が踏み切れなかったことで、本当に申し訳ないと思っています。

旧北郷村の保安林化を参考にしながら、そんなに簡単にできる話ではないこと、年月もかかります。何でかなと。ずさんなことという思いがするのですが、私自身

については、もう少し早くやっていくべきだったなと思っております。

いろいろな取組みをずっとやっていくときに、計画期間が令和11年度ぐらいになります。非常に筆数も多いのですが、それをやっていく必要があると。

特に南郷の小丸川は、国から許可をもらわなければならない。一級河川ということで、北郷や西郷とは少し事情が違います。北郷・西郷は、今まで県に上げて、県の許可ということでした。

今度は権限移譲で、町から上げて町が許可するということになると思います。そこはいいとしても、小丸川の方がそういうことだと。

申請後、いろいろな形で上げてきて、登記が直って保安林をするところが全部、備わっていくのが、計画では令和11年度を目指しております。もっと早くやればよかったというのは、そういうことでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

ただいま町長の答弁によりますと、保安林化を進めていく人たちのためにいろいろなことを考えていらっしゃることはよく理解できました。

また、説明等にも様々な問題があることで、保安林化への計画期間、進捗状況について、ある程度は理解できてきたところです。

保安林に指定ができれば、再造林することや制限が期待できる効果があると思います。樹木は地中にたくさんの根を張り巡らせているため、土壌が流されないように、山の斜面をつなぎ止める役割を果たしています。

山に森林がある場合とない場合、裸地、裸の土地、山ということです。それと比べると、流出する土砂の量は150分の1に抑えられると言われています。

台風などによる山崩れ災害から守る役割を果たしております。また山林の土砂崩壊により、川に堆積している土砂を除去しても、現状はまた上の砂利が台風時に堆積する状況にあります。このような状態を減らすためにも、公益上においても、保安林化はぜひ必要だと考えます。

9月議会において、保安林化への業務が多忙により補正予算を計上されています。保安林の指定には、必要な書類を準備するだけでも11ほどあります。町長が先ほどおっしゃいましたが、困難な作業があることで、多岐に渡る作業と考えます。保安林化が早期実現できますように、関係職員に頑張っていただくことをお願いして、2番目の質問に移りますが、議長、よろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許可します。

【4番 兒玉 鋼士】

2の地籍調査事業等実測課税移行について、質問いたします。

①の地籍調査には、筆界未定地などの問題があるということでしたが、法務局への登記は予定どおり令和7年度に完了する見込みか伺います。

また、地籍調査後の山林の増加面積を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

地籍調査事業であります。御案内のとおり令和4年度に町内全域での現地調査を終えております。令和5年度からは県への認証請求、また調査成果の法務局送付等々が残っておりますが、おおむね計画どおりに進展している、進んでいると考えております。

令和7年度において、西郷地区の峰・千本地区の調査成果を法務局に送付した後、登記が完了いたします。昭和36年度から開始された地籍調査も完了を迎えることとなります。

なお、地籍調査後における山林面積については、御案内のとおり縄延びが想定されます。課税のときにどのくらいになるか、まだはっきりしないということであり

ます。簡単に言えば、南郷・西郷でアバウトに言えば、縄延びは約4倍であります。北郷地区は実測ですので、それはありませんが、そのぐらいの縄延びが山林で生じることとなります。

課税をしたときに、山林で今の面積とどれくらい変わるかは、その時にならないとはっきりした数字は言えないということでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

先ほどの町長の保安林化の答弁のときも、もう少し早く保安林化を進めればよかったと。そういうことでちょっと含みがあるかなと考えているところでございます。

計画は、順調に進んでいるということでございます。これは令和7年度までには終わるということで考えてよろしいですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

峰・千本地区という取り残しがありましたが、令和7年度までには法務局の登記が完了する予定であります。先ほど言いましたように昭和36年度から開始してきた地籍調査事業が令和7年度に完了するのではなかろうかと思うところであります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

前回、私が伺ったときの町長の答弁では、「筆界未定地などが問題である」という答弁をいただきました。この問題については、どのようになったのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

地籍調査事業ですので、地籍調査一筆、一筆調べて、その面積と境界、所有者、地目の調査事業であります。境界が分からないところも若干あるかもしれませんが。筆界未定は、Aという人はここだと言ってBという人はここだと言えなかなか境界は引けないということです。そういう所を残してでも、地籍調査事業としてはそういうことになるかと思っております。

ただ、課税とは別な話であります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

計画どおり令和7年度は進んでいるということでございました。筆界未定地は、次の課税のことによってまた再度、お尋ねすることになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

また、縄延びが前回から説明がありましたとおり4倍ほどになるということで、分かりました。次に移ります。

次の実測課税に移行については、「可能な限り早い時期」との説明でありました。最短での開始時期を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほどの「保安林化事業を早くやればよかった」ということにつながってきますが。本町方針としては、地籍調査の全町管理を可能な限り早い時期に実測課税を開始するという方針を決めております。

保安林化を早くしたところと、後で保安林化する部分で実測課税したときに、税の不公平性が出てくることを考えますと、非常にそれは問題になるのではないかという気がいたします。

1つは、地籍調査が終わったという方針ではありますが、大規模保安林化をしています。大規模保安林化の事業が終わる、令和11年度という話をしましたが、それが終わって登記が直ってという話になると、令和12年度が一番最短になるかなという予定ではあります。その大規模保安林化の進捗状況によっては前倒しできるのか、また後ろに行くのかと思うところであります。

2つを同時進行といいますか、地籍調査が昭和36年から始まっています。言ったように、この保安林化をもう少し早く急げばよかったなというのはそういう意味でもあります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

町長が税のことについて、可能な限りすることが定められた法にとっては必要なことだとは考えております。地籍調査が終わった後、住民に課税することを考えて町長が不公平さをなくしていただくという考えもお聞きしました。大変ありがたいことかなと思っております。

本当を言えば、面積どおり税を払うのが本当かなと思いますが、町内においては保安林化されている所、まだ実測化されている所、そして今回、地籍調査で新たに実測化された所の３段階あると思います。そのところを加味していただいて、公平に課税していただくようお願いをいたします。

開始時期は今のところは、未定ということで考えてもいいということですか。

納税者のことや様々な問題を踏まえて、町の資産税対策を検討されていると考えます。また今後、開始時期については慎重に検討されると思いますので、次の３番に移らせていただきます。

③の固定資産の評価見直しを定期的に行っていると思いますが、その山林の課税の評価方法を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

非常に難しい質問であります。評価替えというのは３年に一度行っております。この固定資産税は、非常に厄介という気がします。

住民税は前年の所得から課税しますが、固定資産税は、いつからやっているか、昔の話からずっと固定資産税を引っ張ってきてます。本当その地目が正しいのか、面積が正しいのか、所有者が正しいのか、納税者が正しいのかなどいろいろな問題。

そして、道路を挟んで右と左にある用地が、雑種地で同じ評価をされているのかなど、パーフェクトを望むのはなかなか厳しい部分があると私は認識しております。

税務課長が頭を痛めながら、日夜、不公平是正というか、公平にしていこうためにしておりますが、まだ追い付いていない部分が出てきてます。

評価の方法としては、３年に一遍、評価替えをしています。山が急に上がるということはありません。平米単価で、ある程度据え置いているということです。

宅地などは上がっていますが、今年１月１日に起きました能登半島の辺は、評価としては下がったと。そういったことが非常に影響しています。特殊な例があれば上がる要因、下がる要因があれば、その評価は見直されていくということです。美郷町の場合は、その評価自体はそんなに変わらないということでもあります。

議員がおっしゃるこの山林の評価につきましては、私も税務課長からいただいた資料を読んでみますが、分からない部分があり、その中身の詳しいことは、税務課長から説明をさせていただきます。

山林の評価につきましては、標準的な山林の価格を算定し、その他の山林は標準的な山林に比準して算定する標準山林比準方式による評価方法とされております。標準的な山林を選んで、そこを評価して、またその周りの山林を評価していくという方法です。簡単に言えばですね。

そこにはいろいろな要素が入ってきますので、簡単ではないという話であります。私は、それぐらいしか答えられませんので、「もう少し詳しいことを」とおっしゃれば、税務課長に答弁をお願いしたいと思っております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

今の町長の答弁内容で、少しは私も理解しましたが、できれば勉強のために税務課長から説明をしていただければと。説明をよろしくお願いします。

【税務課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

税務課長。

【税務課長 川村 博昭】

具体的な方法は、先ほど町長から答弁がございましたとおりです。標準的な山林とは、全ての山林の評価上の基準になると同時に、山林の適正な評価基準や市町村内、または市町村相互間の山林の評価の均衡を確保する指標とされており、その標準的な山林につきましては、具体的には位置、地形、土層、林産物の搬出の便等の状況から見まして、比較的、多数存在する山林とされております。

その標準的な山林の価格の設定につきましては、固定資産評価基準におきまして、実際に売買の行われた山林の実例価格から算出されるものとされております。その売買実例価格から不正要素に基づいた価格を差し引いたものが正常価格で、標準的な山林の価格とされているものでございます。

なお、その山林の単価価格が制定された後に、その他の山林の価格は比準になり、その比準におきましても固定資産評価基準の中に比準表がございます。そこで計算されたものが、その他の山林の評価ということになっております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

今、説明がございましたが、固定資産税の評価基準は国で定められたものかどうか伺います。

【税務課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

税務課長。

【税務課長 川村 博昭】

固定資産評価基準につきましては、地方税法の中で総務大臣が告示することになっております。総務大臣が実際に決めた内容に基づいて、固定資産税の価格等が決定されているということでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今の説明で大体というか、あまり分からないところもありますが。

町の山林の評価額は、現在1㎡当たり20円で、30万円以上、面積は1.5ha以上が課税対象山林になっていると令和5年3月に伺ったところです。

この評価額は現在も変わっていないということですか。よろしくお願いします。

【税務課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

税務課長。

【税務課長 川村 博昭】

土地の評価価格につきましては、今、議員おっしゃいました20円という数字はあくまで平均的なものでございます。実際には19,921円というものが令和6年の提示平均価格、全体の平均になっております。

それ以外の御質問については、ちょっと聞き漏らしたのですが。もう一度、質問を確認したいと思います。よろしくお願いします。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

一応、前回において、1㎡当たり山林の評価額は20円で30万円以上になった場合、課税対象になるということです。面積にすると、1.5ha以上になったとき30万円以上になりますので、これが対象になるのかなとお伺いしたところです。

【税務課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

税務課長。

【税務課長 川村 博昭】

単価については今、御説明申し上げたとおりです。あとは課税標準額、土地につきましては30万円を超えた場合課税になり、30万円未満であれば免税となっております。

先ほど1町5反というお話ですが、これはあくまで個人が所有している資産の総評価額、総課税標準額が30万円ということです。1筆が1町5反ということではございませんので、御了承いただきたい。よろしくお願いします。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

説明は分かりましたが、1㎡当たりの単価が平均的に12,921円という基準の金額はどういう算出になっているのか、分かれば伺います。

【税務課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

税務課長。

【税務課長 川村 博昭】

御発言の平均ですが、19,921円で12,91ではございません。

これはあくまで全町の平均であり、先ほど答弁いたしました手法に基づいて、町内には約2万7,000筆ほどの課税山林がございます。その平均ということで御認識いただければと思います。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

すみません、私の聞き間違いで申し訳なかったです。

19.921円ということで、これは要するに面積にしたときに1.5haでは課税対象にならないという理解でいいわけですね。分かりました。

町が、国で定めている固定資産評価基準で決めているということで、また、近隣町村との比較等はされていないのか伺います。

【税務課長 川村 博昭】

議長。

【議長 那須 富重】

税務課長。

【税務課長 川村 博昭】

この区画の基準的な山林の基礎につきましては、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、市町村間の均等均衡を図るということで、その点につきましては県知事が市町村から上がった標準的な山林の指標について検討がなされております。

その結果に基づいて回答を受けた内容が、先ほど申し上げました内容です。市町村間で直接、やり取りをしているというものではございません。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

説明、分かりました。

先ほど、個人の山林を課税対象するときは1筆ごととか、個人所有山林面積の合計に対してなのか、1筆ごとではなく合計に対して課税するという説明も伺いました。よく分かりました。

このことは、町民の関心事だと考えましたので、また再度、伺いました。

これどうでしょうか。次に移ってもよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

一応、この２問目はこれで終わりですかね。

【４番 兒玉 鋼士】

これで終わりたいと思います。

【議長 那須 富重】

それでは、今、時間がお昼になりましたけれども、どうでしょうか、あと１問、残っております。時間的にどうですか。

兒玉議員、どのくらい予定してますか。

【４番 兒玉 鋼士】

１５分程度、２０分かな。

【議長 那須 富重】

このまま延長して１５分程度ということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

執行部の皆さんよろしいですかね。

問題のある方いまませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

それでは、延長して、質問を続けたいと思います。

【４番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

４番、兒玉 鋼士 議員。

【４番 兒玉 鋼士】

次に、３番目の主要道路の維持管理について、①の道路の維持管理が不十分で、それが原因で事故が発生したときの町の対応を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

日常の生活に直結する生活道路となっている道路の損傷において、その損傷で利用者、地域住民などの通行に支障があるようであれば、道路管理者として適正に管理するという責務があります。可能な限り維持管理、補修等に努めているところではあります。

事故の発生状況については、令和５年度に２件発生しており、いずれも側溝のグレーチング蓋が跳ねたことにより車の破損事故がありました。町管理施設での財物事故として、賠償補償保険を適用して処理を行っております。

しかし、第三者による損傷の要因となる事案が発生するような場合、行政側としては損傷を未然に防ぐよう指導を行い、損傷の原因に明らかな過失がある場合は原因者に原状回復を求めていくことになります。

こちらに不備があれば、その保険で対応していくことになります。そうならないために維持補修をしっかりとしなければならないということでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【４番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

４番、兒玉 鋼士 議員。

【４番 兒玉 鋼士】

不備があった場合は、町の保険などで対応しているということで答弁をいただきました。

それ以外、町道には買上げ地以外に個人の土地などがあると思います。道路沿いで、その辺の土地で危険木等など災害があった場合には、町としてはどのような対応になるのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

質問要旨の２番目のことでいいんですか。

今の危険木というか、支障があれば行政側としても放っておくことはできませんので、対処はしたいと思います。

支障木は所有者がいますので、所有の責任の中でやってまいりました。台風災害等によって折れた場合は、また別な話であります。やはり山林所有者、土地所有者に、維持管理はお願いしたいということであります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

ただいま答弁をいただきましたが、個人の所有林で危険な木があったり、そのことが原因で事故になった場合、その所有者が高齢により金銭的にもなかなか厳しい面があります。自分でその木を除去したり、維持管理ができない場合、また町外に所有者がおられる場合などは、どのように考えますか。町長の考えを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それを除去してくださいねという話が先だと思っております。

例えば、私の考え方でありますが、うちが除去しますけどその費用を出してくださいねと、町がどこまでしないといけないかという話をしたとき、全てをするという話ではないと思っております。

所有権がある以上、やはりその所有者の責任において対処していく必要があると。それが民主国家と言いますか、そういうルールではないかと思うところであります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

分かりました。少し冷たいような感じもしますが、町の財源等もそこまでは町で見れないということでございます。それが当然だろうと私も考えておりましたが、何らかの支援や対応はできないかと考えたので、質問いたしました。

いろいろな場合、ケースがあると思います。いずれにおいても、事故を未然に防ぐ対策は取る必要があると私は考えます。

現状において、道路に木の枝等が中央線までせり出しており、または道路がトンネル状態のところもあり道路が狭く感じる箇所や台風時などに枝折れなどが道路上の木に引っかかっており、それが朽ちたりして強風が吹くごとに落下して事故につながると思われる箇所や、道路標識、カーブミラー等が木の枝等によりよく見えな

いところなどもあります。

このまま放置しては、現状よりさらに木が育ち危険な状態になることを認識していただいて、ぜひ対応していただくことをお願いして、次に移ります。

②の国県町道で、先ほどとも重複しますが、木の枝や竹、カズラなどが道路にはみ出しがあり、また道路と橋の継ぎ目の段差で大型車が通ると大きな音を立てて通り、近隣の住宅に迷惑をかけたり通行に危険な箇所も見受けられます。

また、センターライン等が消えている箇所も見受けられます。対処する必要があると思いますが、考えを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

道路において安全な通行を阻害する草木等につきましては、道路交通の視距を妨げ安全性を損なう状況であれば、除去は必要と考えます。

町道では維持管理業務で、年に1回から2回、その他、地元や道路利用者の要望に基づきまして、道路敷きの除草、木の枝、竹、カズラなど支障のあるものについては除伐を行っております。

私有地から道路に覆い被さっている木々については、基本、所有者に対応していただくことにしていますが、異常気象等によって車両の通行に支障がある場合は、必要な範囲で緊急処置として道路管理者において伐採し、通行の安全確保を行っております。

また、橋梁の健全性については、橋梁の接続部の段差を含め、防災・安全交付金事業により5年ごとの橋梁点検で支障部等の確認をしているところです。

橋梁との接続部については橋台背面部分が盛土であるため、車両の輪荷重等によって圧密沈下が発生し段差が生じることがあります。

路面の走行性向上のため、接続部の補修が必要と考えますので、今後もパトロール等で確認し、補修可能な箇所は実施したいと思います。

国、県道で支障がある場合は、随時、日向土木事務所へ報告して対応しているところです。

また、区画線は道路幅員によりますが、走行方向や対向車との境界、夜間走行時の視認性を高めるために、大変重要な役割を担うものであります。塗り替えについては、国道、県道につきましては安全施設の整備として、毎年、県単道路維持事業で要望しているところです。県は町からの要望資料を用いて調査を行い、予算の範囲内で年次的に区画線の再塗装を行っております。今後も継続して要望を行ってまいります。

町道につきましては、地元からの要望を考慮し、他の事業との調整を図りながら計画的に対応してまいります。以上であります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

ただいま、町長の説明でいろいろな点検をして、年2回ほど道路の維持管理にも努めているという説明を聞きました。

また、国県の道路に関しましては、要望をして対処していくという答弁をただいまいただきました。特に大型車を運転すると、座席が高い位置になります。その目線とその立場にならなければ、普通車では分からないことが、見えない危険なものが見えてくると思います。

特に、カズラは木の枝などの障害物があることで、運転手に聞きますとセンターラインをはみ出して走行することや山際のバックミラーはカズラや木の枝がかかるので仕方なく、たたんで走行していると聞きます。

よく見ますと、道路上の木の枝が大型トラックが走行することにより剪定されて、大型トラックのような形状になっています。また枝折れ等も道路上であります。このような状態で、対向車や後続車にも木の枝がそぎ落とされたりして危険なことだと私は考えます。

また、木の枝が道路上に差し出しているのも、秋には落ち葉などが排水溝に堆積したり、このまま放置しておくとも、来年度の台風災害の要因になると考えます。うちの地区の歩道には落ち葉が堆積しており、学校の生徒が通行するときには大変危険な状態です。

このような状況で正月を迎えるには、町外からの多くの方が帰省されますので、見た目も非常に悪いと思います。このままでは、帰省される人たちにもよい印象を与えることはできないと思います。早急に、対応できるところは対応していただくことを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで4番、児玉 鋼士 議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部、終了しました。

次は明日ですが、午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(散会：12時02分)